

人事行政の運営等の状況を公表（令和6年度公表）

野田市の人事行政の運営状況をお知らせします。

なお、情報公開コーナー（市役所3階総務課内）及び行政資料コーナー（市役所1階・関宿支所1階）でもご覧になることができます。

問合せ先 人事課人事研修係 04-7199-4919
人事課給与厚生係 04-7123-1072

公表内容

項目は、次のとおりです。

- 1 職員数及び職員の任免に関する状況
- 2 職員の採用試験の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 野田市公平委員会の報告事項
- 11 職員の給与の状況

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の推移(各年度 4 月 1 日現在)

(単位:人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,054	1,065	1,066	1,036	1,055

(注)1 地方公共団体定員管理調査に基づき作成した職員数です(一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く。)、育休任期付職員等を含み、教育長を除く。)

(2) 部門別職員数

(単位:人)

区 分		職員数 (各年4月1日現在)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政 部 門	議 会	9	8	△1	議会…(議会) 育休任期付職員の任期満了により1人減 総務…(行政管理課)行政改革大綱の見直し等による体制強化のため 1 人増、(財政課)中途退職者が続いたことによる体制強化のため 1 人増、(市政推進室)市政施行 75 周年記念事業に向けた体制強化のため 1 人増、(人事課)県派遣のため 1 人増、(人事課)療養休暇取得のため 5 人増、(会計管理者)年度途中で 1 人退職するため 1 人増、(営繕課)組織改編に伴う管財課への業務移管により 2 人減、(公共施設管理課)私有施設全体の施設管理推進により課を新設したため 5 人増、(鈴木貫太郎記念館建設準備担当)年度途中で財政課へ異動したため 1 人減、(鉄道担当)主幹が再任用(フルタイム)から再任用(短時間)へと勤務体系が変わったことにより 1 人減、(人権)一般事務職員を再任用職員(短時間)及び会計年度任用職員へ置き換えたことにより1人減、(防災安全課)定年延長職員(消防)の増員による体制強化のため 1 人増、(市民課)定年延長職員の増員及び国保事業の特別会計が廃止されたことにより国保事業から戸籍窓口へ職員の配置修正を行ったため 4 人増、(出張所)国保事業の特別会計が廃止されたことにより国保事業から戸籍窓口へ職員の配置修正を行ったため 1 人増
	総務・企画	165	181	16	総務…(課税課)税務係及び家屋係の体制強化のため 3 人増、(収税課)収納部門への会計年度任用職員の配置により 2 人減
	税 務	58	59	1	民生…(社協派遣)常務理事として職員を派遣することにより 1 人増、(高齢者支援課)体制強化及び職員が介護特別会計ではなくなったことから民生一般に変更したことによる 2 人増、(児童家庭課)育休任期付き職員の任期満了により 1 人減、(健康子ども部次長)次長を配置したことにより 1 人増、(生活支援課)ケースワーカー及び給付金事務の体制強化により 4 人増、(子ども家庭総合支援課)課長補佐の配置を 2 人から 1 人に変更したことによる 1 人減、(障がい者支援課)相談支援業務の体制強化により 1 人増、(国保年金課)課長補佐が保険料係長兼務となったことにより 1 人減
	民 生	187	193	6	衛生…(健康子ども部次長)子ども・子育て支援推進担当廃止による 1 人減、(保健センター)新型コロナウイルスワクチン接種業務縮小により 2 人減、(子どもの発達相談室)会計年度任用職員の配置により 1 人減、(清掃計画課)廃棄物処理担当として参事官を配置したことによる 1 人増、(清掃管理課)再任用(短時間)職員の任期満了による一般事務職員配置のため 1 人増、(清掃管理課)再任用職員(自動車運転手)の任期満了により 2 人減
	衛 生	91	87	△4	労働…(商工労政課)体制強化により 1 人増
	労 働	2	3	1	商工…(商工労政課)課長補佐が労政係長兼務となり労働一般に配置していることから 1 人減
	農 林 水 産	19	19	0	土木…(管理課)会計年度任用職員の配置及び補佐と係長を兼務にしたことにより 2 人減、(道路サービス課)自動車運転手の退職により 1 人減、(公共施設適正管理対策担当)私有施設全体の施設管理推進により公共施設管理課を新設したことにより 2 人減、(都市計画課)開宿陸工業団地整備担当から 1 人配置となったことによる 1 人増、(開宿地区工業団地整備担当)県派遣となったことにより 1 人減、(都市整備課)連続立体事業の事務縮小により 1 人減、(開宿区画)特別会計が廃止されたことにより都市計画一般に計上となるため 2 人減、(みどり
	商 工	7	6	△1	土木…(管理課)会計年度任用職員の配置及び補佐と係長を兼務にしたことにより 2 人減、(道路サービス課)自動車運転手の退職により 1 人減、(公共施設適正管理対策担当)私有施設全体の施設管理推進により公共施設管理課を新設したことにより 2 人減、(都市計画課)開宿陸工業団地整備担当から 1 人配置となったことによる 1 人増、(開宿地区工業団地整備担当)県派遣となったことにより 1 人減、(都市整備課)連続立体事業の事務縮小により 1 人減、(開宿区画)特別会計が廃止されたことにより都市計画一般に計上となるため 2 人減、(みどり
	土 木	109	106	△3	と水のまちづくり課)再任用職員の配置による体制強化のため 1 人増
	小 計	647	662	15	<参考>類似団体の職員数 717 人(超過数△47 人)
特別行政 部 門	教 育	115	114	△1	教育…(教育総務課)課長補佐の配置を 2 人から 1 人に変更したことによる 1 人減、(生涯学習課)補佐兼係長の兼務を解いたこと及び体制強化のため 2 人増、(生涯学習課)文化財関連業務の体制強化により 1 人増、(興風図書館)会計年度任用職員の増員により 1 人減、(小学校)育休任期付職員の増員のため 2 人増、(幼稚園)再任用職員と任期付き職員の任期満了及び職員 1 人が再任用(短時間)となったことにより 3 人減
	消 防	190	196	6	消防…(消防)体制強化のため 6 人増
	小 計	305	310	5	<参考>類似団体の職員数 322 人(超過数△14 人)
普通会計		952	972	20	<参考>類似団体の職員数 1,039 人(超過数△61 人)
公営企業等 会計部門	水 道	23	24	1	水道…(水道)再任用短時間から定年延長職員へ置き換えたことによる 1 人増
	下水道	21	22	1	下水道…(下水道)再任用職員を定年延長職員へ置き換えたことによる 1 人増
	その 他	40	37	△3	その他…(国保年金課)保険料部門の体制強化による人員増、(市民課及び出張所)国保事業の特別会計が廃止されたことにより国保事業から戸籍窓口へ職員の配置修正を行ったため 2 人減、(高齢者支援課)体制強化のため課長補佐を新たに配置したことによる 1 人増、(地域包括支援センター)保健師を削減したことによる 1 人減、(開宿区画)特別会計が廃止されたことにより都市計画一般に計上となるため 2 人減
	小 計	84	83	△1	
合 計		1,036	1,055	19	

(注) 1 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成(教育長を除く。)

2 <参考>の類似団体職員数(教育長を除く。)と超過数は令和4年4月1日の状況及び比較です。

(3) 職員の採用の状況(令和5年度)

(単位:人)

区 分		正規職員	任期付職員	再任用	フルタイム会計年度任用職員
職 種	一般行政職	25	7	14	104
	土木技術職	2		1	
	保健師	1			
	栄養士・管理栄養士	2		1	
	精神保健福祉士	2			
	生活作業員			1	
	学芸員	1			1
	保育士	2	4		24
	看護師				1
	技能労務職	2	1	3	4
	消防士	13		1	
計		50	12	21	134

(4) 事由別退職の状況(令和5年度)

(単位:人)

定 年	勸 奨	その他	合 計
7	9	43	59

(5) 定員管理の取組

平成 31 年 3 月に策定した行政改革大綱実施計画の中で、「各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員をバランス良く活用しながら、柔軟な職員配置を行う。」こととし、定員管理に取り組んでいます。

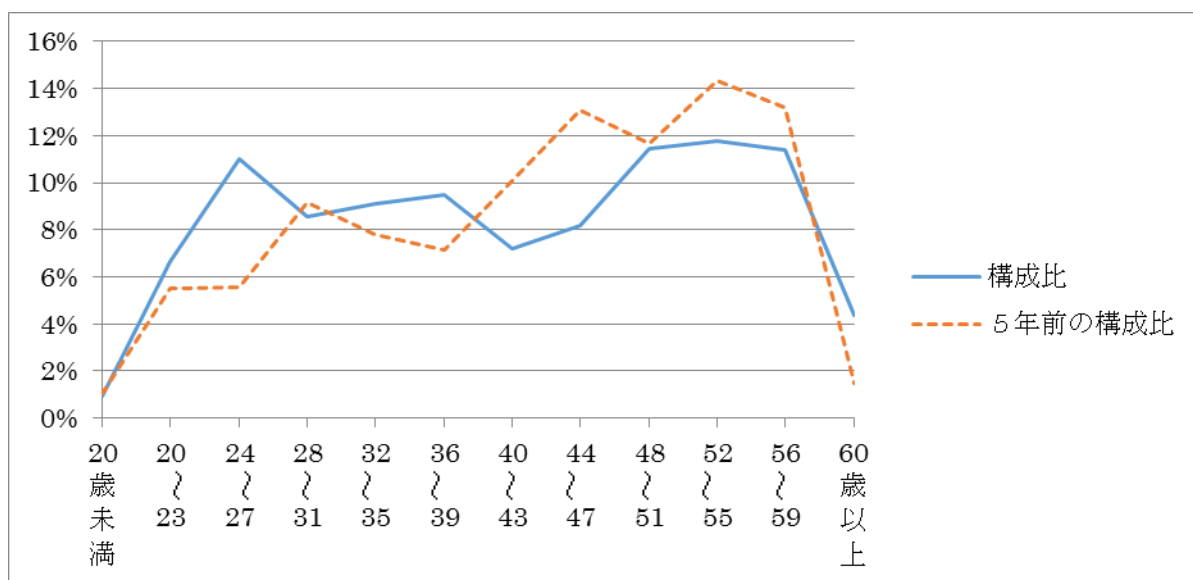
(6) 部門別職員数の推移

(単位:人、%)

区 分	職員数(各年4月1日現在)						過去5年間の 増減数(率)
	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	
一般行政	649	657	661	670	647	662	13 (2.0%)
教 育	118	118	122	120	115	114	△4 (△3.4%)
消 防	174	179	185	188	190	196	22 (12.6%)
普通会計 計	941	954	968	978	952	972	31 (3.3%)
公営企業等 会計 計	98	100	97	88	84	83	△15 (△15.3%)
総合計	1,039	1,054	1,065	1,066	1,036	1,055	16 (1.5%)

(注) 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成しています。(教育長は除く)

(7) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員 数	人 10	人 70	人 116	人 90	人 96	人 100	人 76	人 86	人 121	人 124	人 120	人 46	人 1,055

2 職員の採用試験の状況(令和5年度実施)

(単位:人)

区 分	申込者数	第1次 受験者数	第1次 合格者数	第2次 合格者数	最終 合格者数	採用者数
一般行政職（上級）	212	122	65	30	18	17
一般行政職（スボ推 上級）	18	18	9	4	3	3
土木技術職（上級）	4	3	2	2	2	2
建築技術職（上級）	3	3	3	2	3	1
精神保健福祉士（上級）	5	5	3	2	2	1
保健師（上級）	6	6	6	5	3	1
一般行政職（初級）	29	24	14	12	4	3
消防士A（初級）	9	6	4	4	4	4
消防士B（初級）	22	20	15	13	11	6
一般行政職（上級） （追加試験）	126	85	22	9	9	7
一般行政職（氷河期 上級） （追加試験）	74	74	20	18	11	7
土木技術職（上級） （追加試験）	0	0	0		0	0
建築技術職（上級） （追加試験）	1	1	0		0	0
電気技術職（上級） （追加試験）	0	0	0		0	0
保育士（中級） （追加試験）	8	7	3		3	2
一般行政職（上級） （令和5年10月1日採用）	64	55	24	14	10	7
土木技術職（上級） （令和5年10月1日採用）	1	1	1	0	0	0
管理栄養士（上級） （令和5年11月1日採用）	3	3	3	2	2	2
合 計	585	433	194	117	85	63

(注)最終合格者数には、名簿登載者を含みます。

3 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条、第23条の2及び第23条の3の規定に基づき、定期的に職員の勤務成績を人事管理の基礎資料として活用し、職員の勤務意欲の向上及び人材育成を図っています。評価の種類は、次のとおりで、いずれの評価も評価期間中の職務行動及び業務の達成状況を、評価基準に照らして、絶対評価で評価しています。

能力評価	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
業績評価	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(一般職の標準的なもの)

令和6年4月1日現在

勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
1週間につき 38時間45分	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時まで	日曜日及び土曜日

(2) 主な休暇・休業制度

令和6年4月1日現在

年次有給休暇	1年につき20日(残日数は翌年に20日まで繰越し可能)
夏季休暇	7月から9月までの期間(市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める期間)内に7日の範囲内の期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、暦年で5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間
療養休暇	医師の証明等に基づき3月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
結婚休暇	結婚するとき連続する7日の範囲内の期間
妻の出産休暇	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき5日の範囲内の期間
子育て支援休暇	職員が養育している満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(以下、子等という。)の看護、健康診断若しくは予防接種のために勤務しないことが相当であると認められる場合、又は当該子等が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合1暦年に7日の範囲内の期間(子を2人以上養育する職員にあつては、7日に当該2人目の子は3日を、3人目以降の子1人につき2日を加えた日数)
介護休暇	同居の親族、配偶者又は1親等の親族が重度の疾病又は負傷により、独力で生活に必要な基本動作ができない状態にあり介護が必要な場合、一の継続する状態ごとに、3回を超えず通算して6月を超えない範囲内の期間
育児休業	男女を問わず子を養育する職員に対して、当該子が3歳に達するまでの必要な期間(無給)

5 職員の分限及び懲戒の状況(令和5年度)

(1)分限処分

(単位:人)

降任	免職	休職	降給
-	-	27	-

(2)懲戒処分

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職
5	5	1	2

6 職員のサービスの状況

(1)年次有給休暇の取得状況(令和5年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
910 人	35,497.1 日	11,625.9 日	12.8 日	32.8%

(2)夏季休暇の取得状況(令和5年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
866 人	6,062 日	5,923. 0 日	6.8 日	97.7%

(3)介護休暇の取得状況(令和5年)

(単位:人)

区 分	介 護 休 暇 承 認 期 間						
	計	30 日以下	30 日超 60 日以下	60 日超 90 日以下	90 日超 120 日以下	120 日超 150 日以下	150 日超
男性職員	-	-	1	-	-	-	-
女性職員	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	1	-	-	-	-

(4)育児休業、部分休業の取得者及び子が出生した職員数(令和5年度)

(単位:人)

区 分	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	子が出生した 職員
男性職員	11	0	1	27
女性職員	23	4	30	12
計	34	4	31	39

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、再就職情報の届出や公表等を定めた野田市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

退職管理を行うことで、市役所を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することを目的としています。

令和5年度に課長級以上の職で退職した職員(野田市立の学校に勤務する県費負担教職員(校長)を含む。)の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区 分	退職者数	うち再就職者数				
		公務員又は 再任用職員	非常勤 職員等	外郭団 体等	民間企 業等	その他
令和5年度退職	16	12	0	0	1	3

8 職員の研修の状況

(1) 職員の研修(令和5年度)

職務上の階層ごとに行う一般研修、特定分野について重点的、研究的に行う特別研修のほか、国等及び研修機関に委託又は派遣して行う委託・派遣研修等を実施し職員の能力向上及び人材育成に努めています。

区 分	コース	受講者
一般研修	14 コース	368 人
特別研修	15 コース	3,085 人
委託研修(派遣研修)	60 コース	91 人
自己啓発(通信教育)	4 コース	6 人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進と疾病予防のため、定期健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）、破傷風の予防接種、VDT 作業職員健康診断及び産業医による健康相談を実施しています。

(2) 職員の福利厚生

職員の健康保持及び元気回復を目的に、保養施設の利用及びスポーツ・レクリエーション事業の実施に対する助成等を行っています。

また、千葉縣市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）及び福祉事業（人間ドック事業、メンタルヘルス等）を行っています。

そのほか、県内の市町村職員等が加入する千葉縣市町村職員互助会においても各種給付事業を行っています。その費用は、職員の掛金及び市の負担金で賄われており、令和5年度の会員数は1,153人、公費負担額は1,530千円でした。

10 野田市公平委員会の報告事項

令和5年度に野田市公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分についての不服申立ては、次のとおりです。

勤務条件に関する措置の要求	無
不利益処分についての不服申立て	無

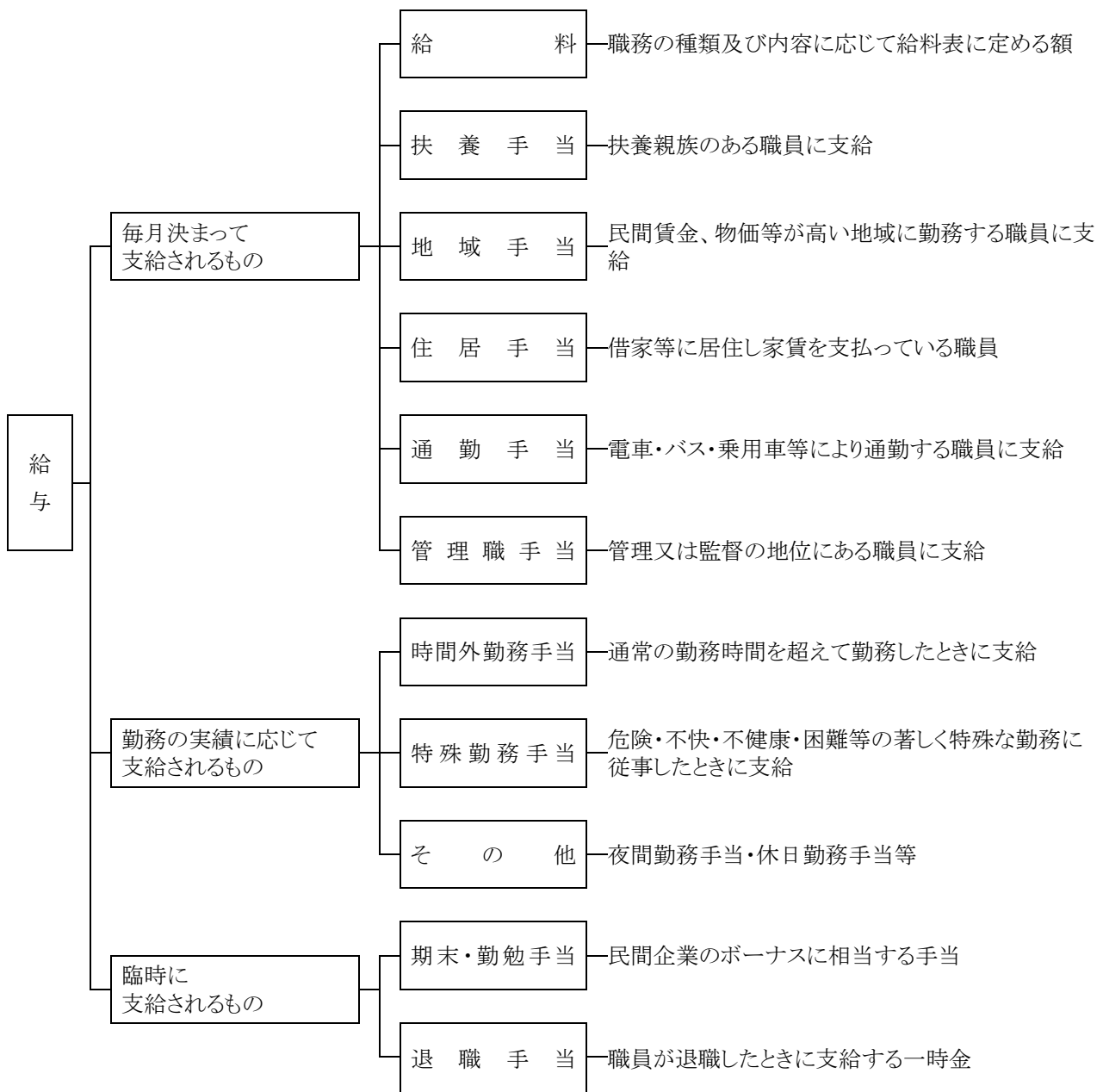
11 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

職員の給与は、この趣旨に基づいて、国家公務員給与の人事院勧告や他の地方公共団体の職員の給与などを考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

職員給与の内容

職員の給与は、給料及び職員手当からなり、その概要は次のとおりです。



1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	住民基本 台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
5年度	153,815	58,022,354	1,052,883	9,208,686	15.9%	16.1%

- (注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与等の総額をいいます。
 2 普通会計とは、水道、下水道、介護保険事業等の独立採算制を原則とする会計以外の会計をいいます。
 3 実質収支とは、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

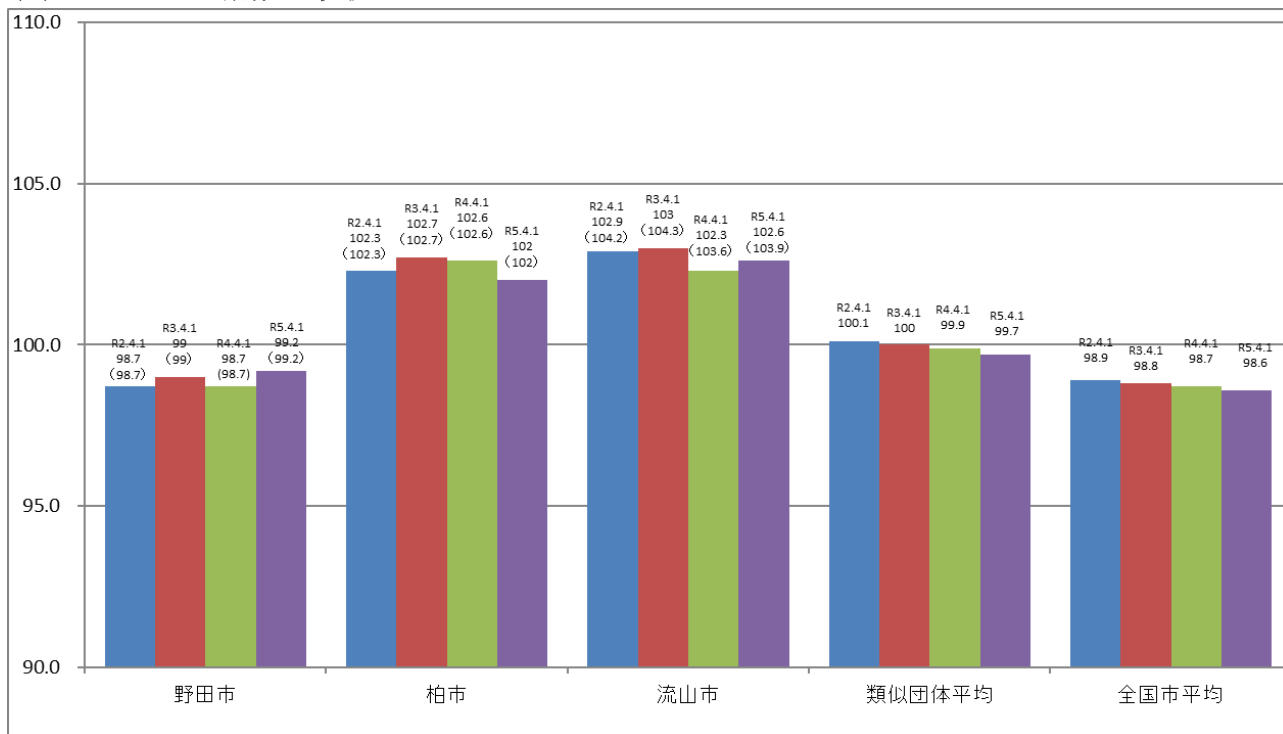
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
5年度	952 人	3,637,391	925,717	1,479,966	6,043,074	6,348

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 野田市の類似団体は、鉏路市、苫小牧市、ひたちなか市、上尾市、新座市、久喜市、市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、浦安市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、西東京市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、津市、宇治市、和泉市、伊丹市、川西市、宇部市、山口市、徳島市の34市です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.32%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、野田市においても6%を支給。

(実施時期) 平成28年4月1日より実施。

(参考)

	平成28 年度の支 給割合	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年 度の支給 割合	令和6年 度の支給 割合
国基 準に よる 支給 割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
野田 市の 支給 割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 一般行政職給料表の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	162,100	190,300	237,100	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200	470,000

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

1)一般行政職

(単位:円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	42.6 歳	324,680	400,776	371,237
千葉県	40.1 歳	306,266	411,429	—
国	42.1 歳	323,823	—	405,378
類似団体	—	—	—	—
柏市	39.0 歳	304,485	383,973	349,058
流山市	38.5 歳	307,803	397,389	361,465

2)技能労務職

(単位:歳、人、円)

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員 数	平均 給料 月額	平均 給与 月額 (A)	平均 給与 月額 (国ベース)	対応する民 間の類似職 種	平均 年齢	平均 給与 月額 (B)	A/B
野田市	57.5	37	307,803	354,565	333,154	—	—	—	—
うち清掃職員	59.0	19	307,153	350,460	332,273	廃棄物処理 業従業員	—	—	—
うち用務員	56.8	4	314,250	339,303	334,828	用務員	—	—	—
うち自動車 運転手	55.3	9	334,178	413,454	367,635	自家用自動 車運転者	—	—	—
うちその他の 技能労務職	56.4	5	257,640	276,374	273,098	—	—	—	—
千葉県	51.7	—	296,294	355,777	—	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柏市	57.8	76	318,629	376,258	345,722	—	—	—	—
流山市	50.7	66	316,197	375,560	348,518	—	—	—	—

(単位:円)

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
野田市	5,386,739	—	—
うち清掃職員	5,347,734	—	—
うち用務員	5,444,053	—	—
うち自動車運転手	5,944,602	—	—
うちその他の技能 労務職	4,439,693	—	—

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

3) 消防職

(単位:円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	35.2 歳	284,167	385,420	322,455
類似団体	—	—	—	—
柏市	37.3 歳	301,468	402,108	345,036
流山市	35.2 歳	284,784	388,511	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		野田市	千葉県	国	
一 般 行 政 職	大学卒	202,400	202,400	総合職 200,700 一般職 196,200	
	高校卒	170,900	170,900	166,600	
技 能 労 務 職	高校卒	170,300	169,000		
	中学卒	159,000	155,300		
消 防 職	大学卒	208,000			
	高校卒	176,100			

(注) 学校卒業後直ぐに採用された者の初任給です。(技能労務職の初任給は職種により異なるため、全ての職種の平均の値です。)

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行 政 職	大学卒	268,900	318,481	361,550
	高校卒	—	273,000	292,500
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
消 防 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	247,167	273,800	318,700

(注) 表中「—」は該当者なし。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

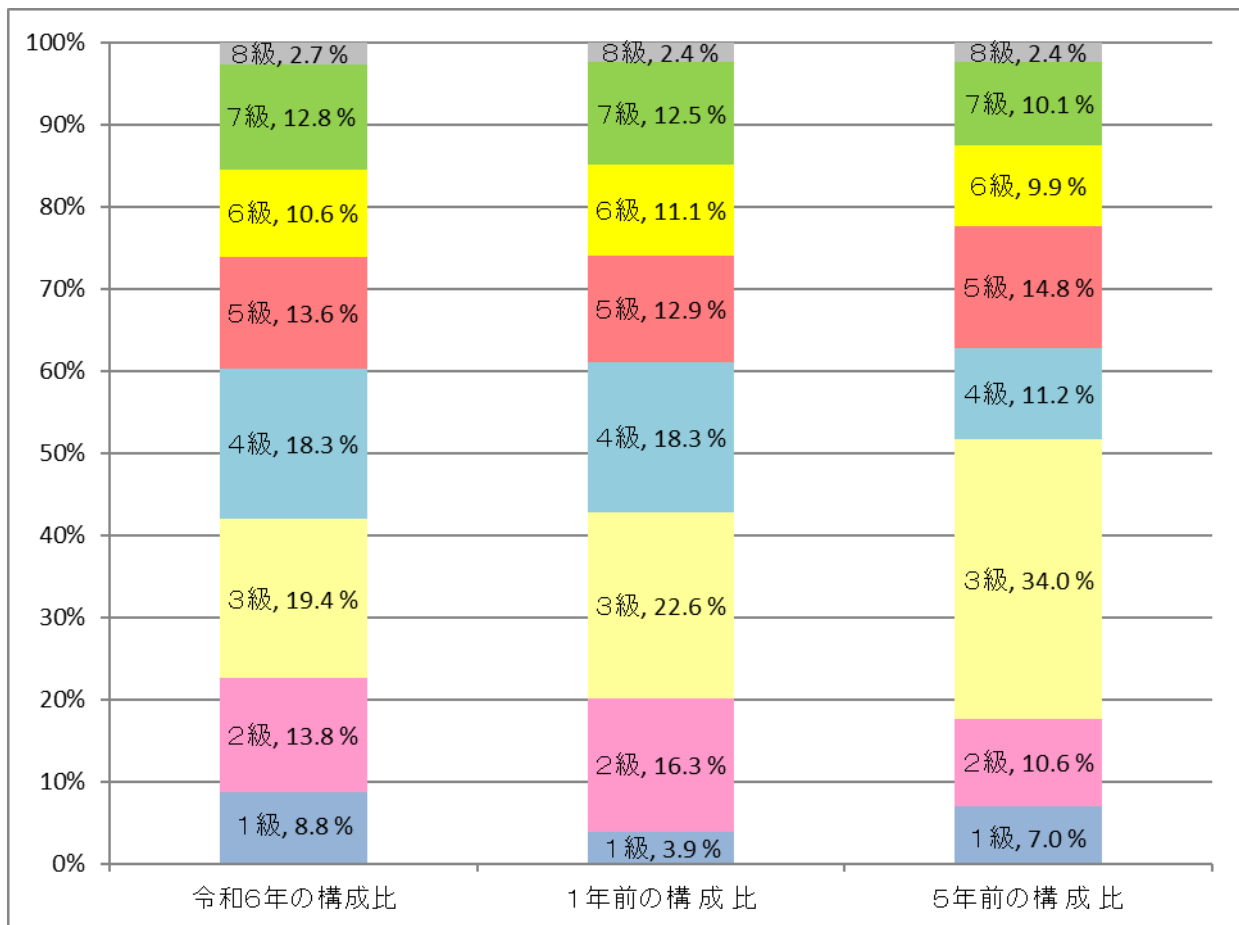
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:人・%)

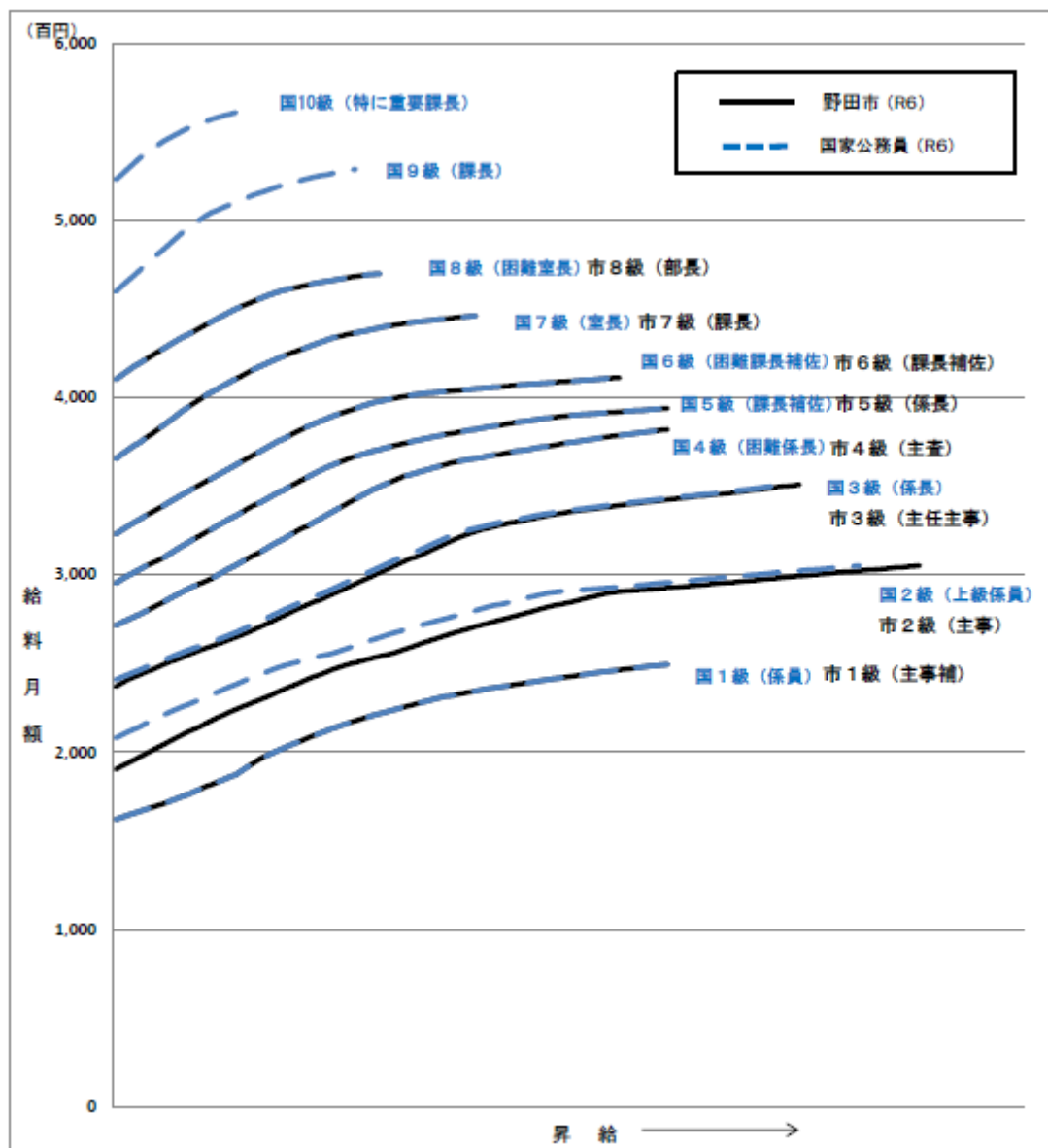
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	53	8.8
2 級	主事・技師	83	13.8
3 級	主任主事・主任技師	117	19.4
4 級	主査	110	18.3
5 級	係長・主任主査	82	13.6
6 級	課長補佐	64	10.6
7 級	次長・参事・課長	77	12.8
8 級	局長・部長	16	2.7
計		602	100.0

(注) 1 野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(野田市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日までに おける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野田市	県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,496千円	—	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況(一般行政職) (野田市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

野田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1 人当たり平均支給額	4,266 千円	21,505 千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した一般職職員(会計年度任用職員を除く。)に支給された平均額です。

2 定年には、60歳到達後に自己都合等で退職した場合も含みます。

(3) 地域手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

支給実績(令和 5 年度決算)			237,204 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額(令和 5 年度決算)			229,182 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
野田市(市内全域)	6%	1,035 人	6%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		24,387 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		76,690 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		28.2%		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (5年度決算) ※会計年度任用 職員含む	支給単価
徴収事務 手当	市税の徴収事務を本務として従事	収税課に勤務する職員	912 千円	月額 4,000 円
社会福祉 業務手当	障害児通所支援事業又は障害福祉サ ービス事業に従事(規則で定めるもの)	こぶし園に勤務し、心身 障がい児・者の訓練指 導を本務とし、当該勤務 に従事した職員	3,445 千円	月額 4,000 円
	福祉事務所に勤務する職員で査察指導に 従事	査察指導員		月額 4,500 円
	福祉事務所に勤務する職員で現業に従事 (規則で定めるもの)	社会福祉主事、保健師		月額 4,000 円
	地域包括支援センター又は子どもの発達 相談室に勤務する職員で現業に相当する 業務に従事(規則で定めるもの)	地域包括支援センター 又は子どもの発達相談 室に勤務する社会福祉 主事等		月額 4,000 円
危険作業 手当	毒物、劇物等を使用し、検査、試験、病害 虫防除等の作業に従事	市民生活課、保健セン ターに勤務し、左記の 業務に従事した職員	33 千円	日額 200 円
	水防その他災害救助時における著しく危険 な作業に従事	左記の業務に従事した 職員		日額 450 円
清掃業務 手当	ごみの収集処理に従事	清掃管理課に勤務し、左記の 業務に従事した職員	2,534 千円	日額 500 円
土木補修 手当	道路、水路、下水等の補修に従事	補修事務所に勤務し、 左記の業務に従事した 職員	994 千円	日額 500 円
救助隊手 当	救助隊員として従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	800 千円	月額 2,500 円
救急救命 士手当	救急救命士の資格を有し救急業務に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	2,250 千円	月額 5,000 円
行旅病人 死亡人取 扱手当	行旅病人死亡人の処置業務に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	死亡人 1件 3,000 円 病人1件 1,000 円
防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律に定める感染症の発生 を予防し、又はそのまん延を防止するた めの処理作業に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	1件 300 円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは その疑いのある者の身体に接触し、若しく は接して行う作業等に従事	左記の業務に従事した 職員	272 千円	1件 1,500～ 4,000 円
用地取得 交渉手当	公用地の取得交渉事務に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	日額 250 円
救急出動 手当	救急車出動作業に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	5,704 千円	1件 200 円
災害出動 手当	防火・水防作業に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	1,960 千円	1件 250 円
深夜特殊 業務手当	交替制勤務を正規の勤務とする消防職員 が深夜業務に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	3,092 千円	1夜 200 円
消防機関 員勤務手 当	正規の機関員として消防自動車又は救急 車の運転に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	2,654 千円	1件 200 円
潜水作業 手当	潜水器具を着装して潜水作業(訓練におけ るものを含む。)に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	54 千円	1回 400 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和 4 年度決算)	285,198 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 4 年度決算)	356 千円
支給実績(令和 5 年度決算)	287,427 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)	359 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員及び会計年度任用職員を除き、短時間勤務職員を含むものです。

(6) その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 1 人 10,000 円 ・上記以外 6,500 円 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円 加算 ※8 級である職員は 6,500 円→3,500 円	同じ	なし	84,272 千円	218,889 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ 28,000 円を限度に支給	同じ	なし	55,826 千円	275,004 円
通勤手当	・交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価 額による一括支給、1 月当たり 55,000 円ま では全額支給 ・乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～31,600 円 を支給	異なる	・乗用車等使用の場 合 使用距離に応じ て 2,000 円 ～ 31,600 円を支給	73,429 千円	83,348 円
管理職 手当	・管理又は監督の地位 にある職員に支給 職務の級や区分に応 じて 34,800 円～84,000 円	異なる	・管理又は監督の地 位にある職員に支給 職務の級や区分 に応じて 46,300 円～139,300 円	118,102 千円	584,665 円
休日勤務 手当	・祝日法による休日及び 年末年始の休日におけ る正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給	同じ	なし	46,726 千円	141,166 円
夜間勤務 手当	・正規の勤務時間として 深夜(午後 10 時から翌 日の午前 5 時までの 間)に勤務した職員に 支給	同じ	なし	14,239 千円	84,755 円

6 特別職の報酬等の状況等(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料		野田市	(参考) 類似団体における 最高/最低額	柏 市	流山市
	市 長 副 市 長	972,000 円 831,000 円		974,900 円 801,400 円	926,500 円 800,000 円
報 酬	議 長	547,000 円		677,600 円	547,900 円
	副 議 長	492,000 円		605,600 円	488,100 円
	議 員	450,000 円		585,300 円	458,250 円
期 末 手 当	市 長	4.50 月分		4.50 月分	4.45 月分
	副 市 長	4.50 月分		4.50 月分	4.45 月分
	議 長	4.50 月分		4.50 月分	4.30 月分
	副 議 長	4.50 月分		4.50 月分	4.30 月分
	議 員	4.50 月分		4.50 月分	4.30 月分
退 職 手 当		(算定方式)		(1 期の手当額)	(支給時期)
	市 長 副 市 長	給料月額×在職月数×0.45 給料月額×在職月数×0.25		20,995 千円 9,972 千円	任期ごと 任期ごと

注) 1 期末手当は令和5年度の支給割合です。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

水道企業職員の給与は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、野田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、規程により定めており、特殊勤務手当を除き、市長事務部局職員に準じております。

1) 職員給与費の状況

ア 決算

(単位:千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の 総費用に占め る職員給与費 比率
令和5年度	2,766,034	512,768	175,701	6.4%	6.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 42,798 千円を含みません。

(単位:人・千円)

区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	24	104,134	18,063	42,852	165,049	6,877	6,348

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は令和 6 年 3 月 31 日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4 水道事業管理者は含まれていません。

2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野田市水道部	50.1 歳	354,100	424,170

(注) 水道事業管理者と再任用職員(短時間勤務)、会計年度任用職員は含まれていません。

3) 職員の手当の状況

ア. 期末手当・勤勉手当(令和 5 年度)

野田市	
1 人当たり平均支給額(令和 5 年度)	
1,648 千円	
(令和 5 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 2.5%~20%	

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況(企業職) (野田市)

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施した	○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない			○	
	活用予定時期			未定	

イ. 退職手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

野田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1 人当たり 平均支給額	3,570 千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

支給実績(令和 5 年度決算)			6,635 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)			255,184 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
野田市(市内全域)	6%	25 人	

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

エ. 特殊勤務手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

支給実績(令和 5 年度決算)		5 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)		2,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和 5 年度)		7.7%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (5 年度決算)	支給単価
緊急事故 処理手当	勤務時間外に出動した場合	左記業務に従事した職員	0 千円	1 回 250 円
危険作業手当	河川取水口の土砂除去作業	左記業務に従事した職員	5 千円	日額 300 円
	沈砂池内の清掃作業			日額 250 円
	アクセレーターの清掃作業			日額 250 円
	水防その他災害救助時における著しく危険な作業			日額 450 円

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

オ. 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,313 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	66 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,987 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	95 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ. その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 1 人 10,000 円 ・上記以外 6,500 円 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円 加算	同じ	—	3,516 千円	234,389 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ 28,000 円を限度に支給	同じ	—	1,335 千円	222,500 円

通勤手当	・交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価額 による一括支給、1 月当 たり 55,000 円までは全 額支給 ・乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～31,600 円 を支給	同じ	—	1,685 千円	64,796 円
管理職 手当	・管理又は監督の地位に ある職員に支給 職務の級や区分に応じ て 34,800 円～84,000 円	同じ	—	2,900 千円	580,080 円
休日勤務 手当	・祝日法による休日及び年 末年始の休日における正 規の勤務時間中に勤務し た職員に支給	同じ	—	100 千円	16,669 円